



# お知らせ

令和2年度  
くにみ幼稚園・藤田  
保育所申込み

町では、令和2年度のくにみ幼稚園、藤田保育所の入園・入所児を募集します。希望される方は、次の入園・入所案内をご覧いただき、各施設ごとの内容や申込み方法などを確認して申込みください。

☎ 幼児教育課  
585・2119

## 令和2年度 各施設の入園・入所案内

	くにみ幼稚園	藤田保育所
対象年齢	3歳児～5歳児 (平成26年4月2日～平成29年4月1日生まれ)	0歳児～2歳児 (ただし生後9週目以降の乳幼児) ※3歳児～5歳児は要相談
対象地区	町内全地区	町内全地区
開園(所)日および時間	月曜日～金曜日 午前8時10分～午後1時30分 (祝祭日、年末年始を除く。夏・冬・春休み有) ※預かり保育あり、別途申込み要	月曜日～土曜日 午前7時30分～午後6時30分 (祝祭日、年末年始を除く) ※延長保育あり、別途申込み要
保育料	・幼稚園保育料無償(諸経費別途) ・預かり保育料(上限月額11,300円まで無償)	・町民税により月額0～35,000円(給食費含む) ・延長保育料(別途)
申込み期間	11月1日(金)から11月12日(火)(土日・祝祭日を除く)	
申込み問い合わせ	国見町教育委員会幼児教育課 ☎585-2119 くにみ幼稚園 ☎585-2882	国見町教育委員会幼児教育課 ☎585-2119 藤田保育所 ☎585-2374

は、県民のみなさんの協力と情報提供が欠かせません。不正軽油の情報提供について、福島県税務課又は最寄りの地方振興局県税部まで連絡ください。

☎ 福島県総務部税務課  
521・7205

☎ 県北地方振興局県税部  
521・2699

**eLTAXによる  
地方税共通納税システムがスタート**

10月1日より地方税共通納税システムによる電子納税が始まりました。地方税共通納税システムとは、eLTAX(エルタックス)を利用して、地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅や職場のパソコンなどから、日本国内すべての地方公共団体に一括で地方税の電子納税ができるシステムです。

▼取扱税目 個人住民税(特別徴収分、退職所得分)、法人市町村民税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、事業所税

▼ホームページ [www.eLTAX.jp](http://www.eLTAX.jp)

☎ 地方税共同機構  
0570・081459

☎ IP電話・PHSからの場合  
03・5500・7010

**新規高卒者等就職面接会**

新規高等学校卒業予定者及び高校卒業後概ね3年以内の既卒者を対象とした「就職面接会」を開催します。ぜひ参加ください。

▼日時 10月23日(金)午後1時から午後4時

▼会場 コラッセふくしま(福島市)

☎ 福島新卒応援ハローワーク  
529・7649

**調停相談会を開催します**

福島調停協会では、調停相談会を開催します。相談会では、裁判所で実際に調停に携わっている調停委員が相談に当たります。困っていることがありましたら、気軽に相談ください。

▼日時 11月3日(日)午前10時から午後5時(午後4時30分受付終了)

▼場所 コラッセふくしま(福島市)

▼相談内容 離婚、相続、遺産分割、扶養等の家庭内の問題、借金問題、土地・建物の紛争、交通事故による損害賠償等の問題など

☎ 福島地方・家庭裁判所総務課  
534・2194

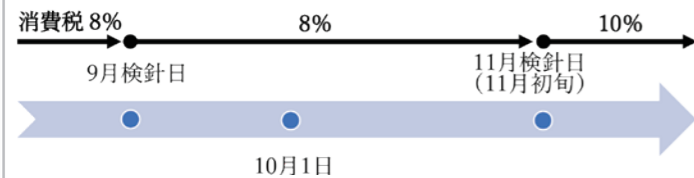
## 消費税率の引き上げに伴い 水道料金等が変更されます

水道料金、下水道使用料の請求金額には、町の条例に基づき、現在8%の消費税率が含まれていますが、10月1日以降の検針分からは消費税率が10%に引き上げられます。町民の皆様には負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※水道水については、トイレや入浴等、飲料水以外の生活用水にも使われていますので、軽減税率対象外となります。

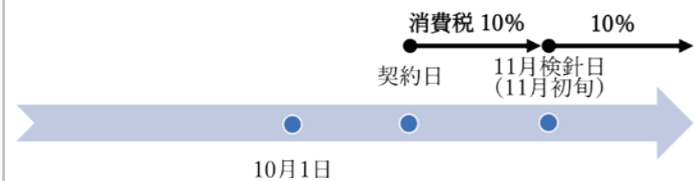
### 【継続使用の場合】

10月1日以降初めての検針分までは経過措置があり、従来通り消費税8%となります。(11月分の水道料金及び下水道使用料は8%の消費税が適用)



### 【新規契約の場合】

10月1日以後、町上下水道と契約した場合(新築等)は、継続使用時のような経過措置はありません。



☎ 上下水道課水道係 ☎585-2997  
下水道係 ☎585-2984

## 農業委員会からの お知らせ

11月の農業委員会定例総会は次のとおりです。傍聴においでください。

- ◆日時 11月15日(金)  
午前9時30分から
- ◆場所 国見町役場  
2階 大会議室
- ◆問い合わせ 農業委員会事務局  
☎585-2890

## 不正軽油の撲滅に 協力を

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでいます。

不正軽油の防止・撲滅に



「くにみ農業ビジネス訓練所」参照

くにみ農業ビジネス訓練所では、新規就農を希望する方や新たに野菜栽培に取り組む方を対象とした研修相談会及び施設見学会を行います。

事前申込等は不要です。気軽にご参加ください。

▼日時 10月27日(日)午前10時から

☎ 産業振興課産業振興係  
585・2986